

令和8年度 第1回原村国保運営協議会会議録

令和8年8月4日（月） 午後6時56分

原村役場 講堂（3階）

出席委員 （被保険者代表）小島、清水
（保険医保険薬剤師代表）正木、丸山
（公益代表）阿部、小林
職員 （保健福祉課長）伊藤 （住民税務課長）平出
（医療給付係長）伊藤 （税務係長）菊池
（健康づくり係長）浦野（欠席） （国保税担当）三浦
（国保担当）小川

1 開 会

保健福祉課長：令和8年度第1回原村国民健康保険運営協議会を開会します。

2 あいさつ

会長

3 会議録署名人の指名

保健福祉課長：会議録署名人であります、事務局から指名をさせていただきたいと存じます。署名につきましては小林委員そして正木委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか？

（小林委員、正木委員に確認）

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

4 協議事項

- (1) 令和7年度国民健康保険事業特別会計事業報告及び決算について
- (2) 令和7年度国民健康保険直営診療施設勘定特別会計事業報告及び決算について
- (3) その他

保健福祉課長：続きまして次第の第4、協議事項等に入ります。

原村国民健康保険条例施行規則第4条第1項の規定により、会長が議長となりますので、阿部会長議長席にお進みいただいて、進行をお願いいたします。

議長：それでは規定により議長を行うことになりましたので、よろしくお願いいたします。

ここから協議事項に入ります。

令和7年度国民健康保険事業特別会計事業報告及び決算について事務局から報告をお願いいたします。

医療給付係長：資料に基づき説明

議長：何かご質問ありますでしょうか？

— なし —

ないので、令和7年度国民健康保険直営診療施設勘定特別会計事業報告及び決算について事務局から説明をお願いいたします。

保健福祉課長：資料に基づき説明

議長：何かご質問ありますでしょうか？

— なし —

ないので、その他について事務局から説明をお願いいたします。

医療給付係長：高額療養費制度の見直しについて説明

議長：何かご質問ありますでしょうか？

B委員：制度利用の対象者となった場合、保険者から対象者へ通知はされるのか、自己申請が必要か。

医療給付係長：マイナ保険証（マイナンバーカード）で受付した場合、外来・入院ともに窓口では、限度額を超える支払は発生せず、超過分は保険者が国保点を通じて、医療機関に現物給付として支払はされています。この場合は返還通知は出ません。一方、外来合算等（入院と外来の合算になる場合）については、令和6年12月から手続きの簡素化が導入され、一度申請すれば以降は該当時には申請不要で自動で還付されます。この場合、還付額の通知を送付しています。

B委員：手続きさえ通常どおり行っておけば本人が特段意識しなくても適切に対応されるとの理解でよいですか。

医療給付係長：そのとおりです。ただ、通知を送付しても申請に来ていない方がいるのも実情です。

保健福祉課長：今回の改正で月額上限額が上昇する結果、患者の自己負担額も増加することになります。これに伴い、村が支出する医療費特別給付金の上昇することが見込まれる。今後、医療費特別給付金のあり方について国の制度改正に対応した何らかの対策を検討する必要がある、「特別給付金のあり方検討委員会」で議論を進めて行きます。

医療給付係長：原村国民健康保険条例第6条第2項の新型コロナ関連傷病手当金について、新型コロナウイルス感染症が2 壘から5 類へ移行したこと、給付の経過措置期間が終了したことから、この条文の削除を12月の定例議会に上程する予定です。

議長：何かご質問ありますでしょうか？

— なし —

ないので、私から、国民健康保険事業特別会計について、健全な運営がされている報告を受けて安堵しました。また、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計において、繰越額の減少が令和7年度で一旦落ち着き、減少幅が緩やかになってきている。今後さらに緩やかになれば健全な方向に向かっていくことに安心感を感じました。

それでは事務局へ進行を引き継ぎます。
ありがとうございました。

保健福祉課長：ここで、委員の皆様より何か質問等ございましたらお出しただければと思いますが特にございませんでしょうか。

— なし —

5 今後の予定について

医療給付係長：次第記載項目について説明

保健福祉課長：今後の予定について質問等ありますでしょうか。

— なし —

9 閉会

保健福祉課長：閉会のご発声を小林副会長、お願いいたします。

小林副会長：大変お疲れ様でございました。

令和8年度第1回原村国民健康保険運営協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後7時45分